

令和5年度介護ロボット等導入支援事業 受託法人募集要領

I 事業の趣旨

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策及びサービスの質の向上に向けた取り組みとして、昨今介護ロボットの活用が期待されています。本市においても、市内介護事業所に対する介護ロボットの普及・啓発を進め、介護ロボット導入の意欲向上につなげるとともに、介護人材の確保と一層の定着を推進するため、介護事業所が抱える課題の解決に資することを目的とした介護ロボットのレンタルや介護ロボット導入支援マニュアルの作成などを実施します。

II 公募に関する事項

1 公募概要

(1) 業務名

令和5年度介護ロボット等導入支援事業

(2) 履行期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

(3) 契約金額の上限

6,625,630円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とします。

(4) 委託業務概要

市内に所在する介護保険サービス事業所に対する介護ロボットのレンタル、介護ロボット導入支援マニュアルの作成、既存補助金の活用支援を行うことを内容とします。

2 実施スケジュール

日 程	内 容
令和5年1月13日（金）	公募開始 （参加意向申出書の配布開始）
令和5年1月26日（木） 17時まで	参加意向申出書の受付
令和5年1月13日（金）から 1月26日（木）17時まで	質問書の受付
令和5年2月2日（木）	質問書への回答
令和5年2月9日（木）17時まで	提案書、要件確認書、見積書の提出
令和5年2月16日（木）	プレゼンテーション、選定審査委員会
令和5年3月上旬	選定結果通知

3 提出書類一覧

提出時期	提出書類名	部数
(1)参加意向申出書提出時	参加意向申出書（様式1）	1部
(2)質問書提出時	質問書（様式2）	1部
(3)提案書提出時	募集要領V「2 応募書類に関する事項」のとおり	7部（正本1部 +副本6部）

4 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書等を提出し、様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。（「募集要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）。また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和5年1月13日（金）から令和5年1月26日（木）
9時から12時まで及び13時から17時まで（土日は除く）

(2) 提出場所

事務局（下記「12 事務局（問合せ先）」を参照）

(3) 提出書類

「3 提出書類一覧（1）参加意向申出書提出時」のとおり

(4) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の記録が残るもので、宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とします。

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係

(5) 参加資格

以下をすべて満たすこと。

ア 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 川崎市の「令和5年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として掲載されている（または契約時に掲載見込みである）こと。

エ 本事業について確実に履行することができること。

オ 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

カ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和5年1月13日（金）から令和5年1月26日（木）17時まで

(2) 質問受付方法

質問書（様式2）に質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

様式については、本市ホームページからダウンロードし、電子メールの件名は「令和5年度介護ロボット等導入支援事業に係る質問について」すること。

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

令和5年2月2日（木）までに参加資格を有するすべての事業者へ文書（電子メール）にて送付します。

6 提案書等の作成

(1) 提案参加事業者の紹介に関する書類

ア 会社概要（名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念）

イ 類似事業の受託・履行の実績がある場合は、事業の概要を示してください。

(2) 企画提案書の作成

ア 任意様式で作成すること。

イ 用紙はA4版横書きとすること。

ウ 表紙を除き、30ページ以内で作成すること。

エ 専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。

(3) 見積書の作成について

提案上限額は、6,625,630円（消費税及び地方消費税含む）とします。

※見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とします。

(4) 作成における注意事項等

ア 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、提出年月日を記載すること。

イ 提案書は、「表紙」「提案参加事業者の紹介に関する書類」「企画提案書」の順に綴り、用紙は全てA4版でインデックスを付し、正本1部及び副本7部を提出すること。

ウ 提案書（正本）表紙及び見積書は、実印（代表者印）を押印すること。

エ 見積書は、総額及び内訳を明記し、提案書に含めず別途提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和5年1月13日（金）から令和5年2月9日（木）

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（土日を除く）

(2) 提出場所

事務局（下記「12 事務局（問合せ先）」を参照）

(3) 提出書類

「2 提出書類一覧 (3) 提案書提出時」を参照

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、書留郵便等の記録が残るもので、宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とします。

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係

(5) 注意事項

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、市が、提案された内容について補足書類の提出を求めた場合も同様とします。また、提出された書類は一切返却しません。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時

令和5年2月16日（木）午後

※時間は後日お知らせします。

(2) 開催場所

川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階 会議室

※当日は、事前に提出されている提案書類に基づき、提案説明20分・質疑応答15分程度で提案を行っていただきます。

※各提案参加事業者の提案時刻については、提案書類を提出した提案参加事業者に別途お知らせします。

※提案会への出席が必須です。なお、出席者は提案参加事業者につき最大2名までとします。

※提案会の開催場所には、インターネット環境はありません。

9 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、介護ロボット等導入支援事業委託事業者選定審査委員会設置要綱に基づき設置する介護ロボット等導入支援事業委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行います。審査委員会では、「提案書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに、別紙「令和5年度介護ロボット等導入支援事業受託予定事業者の選定基準」により選定し、委託予定業者を決定します。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知します。

※審査結果等について、電話、電子メール等での個別の問い合わせには、応じられませんので御

了承下さい。

10 契約の手続き等

(1) 契約締結日

「1 実施スケジュール」を参照してください。

※ 審査結果の通知後、選定された事業者と契約を締結します。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(3) 契約書作成の要否

要します。

(4) その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他留意事項等

(1) 募集要領の承諾

提案参加事業者は、参加意向申出書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提案参加事業者の失格

次の事項に該当した場合には、失格とします。

ア 募集要領に定める手続きを遵守しない場合。

イ 書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 参加資格を満たしていても、その後、参加資格を満たさなくなった場合は、失格とします。

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、予め市が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

(5) 参加の辞退

参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

(6) 費用負担

参加に関して必要となる費用は、提案参加事業者の負担とします。

(7) 当該落札の効果

令和5年第1回川崎市議会定例会における、本業務に係る予算の議決を要するものとします。

12 事務局（問合せ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 計画推進係

場所 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階

電話 044（200）2652

FAX 044（200）3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

III 業務内容に関する事項

1 事業概要

本事業の受託者は、次の（1）～（3）の業務を実施します。

（1）介護ロボットのレンタル

事業所に応じた期間において介護ロボットの導入に向けて効果等を確認できるようレンタルを行う。

（ア）レンタルの申し出があった介護事業所の介護ロボット導入の目的や課題等を把握の上、課題を解決するためのロボット等の選定を行い、介護ロボットの搬入からレンタル終了までのフォローを含め必要な調整を行うこと。

（イ）（ア）において選定したロボットが、取扱にない場合は、取扱業者と調整し機器を準備すること。

（2）介護ロボット導入支援マニュアルの作成

介護ロボットの紹介を行うとともに、（1）でレンタルを活用した事業所等に調査を行い、導入に至った理由、導入に至らなかった理由等を分析し、広く市内事業所へ周知を図るためのマニュアルを作成すること。なお、マニュアルについては市ホームページに掲載することを前提とする。

（3）既存補助金の紹介等、介護ロボットの購入に係る各種支援

レンタルを行った事業所が、介護ロボットの導入を行う際、各種補助事業の紹介を行い、申請に関する支援を行うなど、購入の際に必要な支援を行うこと。

2 レンタルの流れ

本事業における基本的なレンタルの流れは次のとおりとします。ただし、効果的なレンタルを実施するために以下の項目以外の工程を加える場合は、企画書に盛り込んで提案してください。

（1）市内介護事業所からレンタルの申請を受け付ける

（2）介護事業所の状況を把握し、レンタル機器の選定を行う。

（3）レンタル対象機器を市内事業所へ搬入する

（4）事業所からの保守依頼や相談があればその都度対応する。

（5）返却後、事業所から仕様の効果や要望等について報告書を提出してもらう。

（6）報告があった事例についてマニュアルに反映させる。

3 運営方法について

レンタル利用事業者のために（１）（２）の体制を確保してください。なお、運営に必要な設備は全て受託者において用意し、これに係る費用は委託料の中に含めて提案してください。

（１）電話窓口の設置

受託者は、利用事業者のための相談受付窓口を設置すること。

（２）業務時間

基本業務時間は平日 8：30～17：15 までとする。

ただし、土日や夜間の対応については本市と協議を行い、必要に応じて本業務を行うこと。

IV 企画提案事項

次の事項については、記載の順に企画書の中に盛り込んでください。事業全体を通じ、『「令和 5 年度介護ロボット等導入支援事業」受託予定事業者の選定基準』をもとに採点します。

なお、下記以外の項目について、独自の提案がある場合は、指定ページ数の範囲内であれば、適宜、御提案いただいて構いません。

1 事業提案の要点

（１）提案内容全体を貫く理念、提案の特色、事業目的を達成するための工夫等

（２）レンタルの目標件数

（３）事業全体のスケジュール（月単位）

事業周知、レンタルからマニュアル作成、報告までを令和 6 年 3 月末までに行うものとします。

2 事業実施にあたっての具体的な手法について

（１）事業周知

各事業所の利用が促進されるために、どのように事業を周知するかについて記載してください。なお、受託事業者がポスター・チラシ等を作成する場合の、かわさき情報プラザ及び各区役所・出張所、市民館、図書館等への市関連公共施設のほか、市内事業者へ向けたメール配信システム等の周知により、可能な限り市は協力するものとします。

（２）レンタル対象機器

事業開始時におけるレンタル対象機器について示してください。

（３）事業所の課題把握手法

レンタル機器を選定するにあたって、どのように事業所の課題やニーズを把握するのか、具体的な手法を記載してください。

3 事業の運営体制

（１）事業全体に係る運営体制

（２）レンタル実施中における支援体制

レンタル中の事故やトラブルなどに対する危機管理体制等についても示してください。

4 事業費（経費内訳）

事業費は総額で6,625,630円（消費税及び地方消費税額を含む）を限度とする範囲内で計上してください。なお、事業所へのレンタルについては無償で行うものとします。

※ 本事業の委託料は、受託者の委託業務完了後、その内容を発注者が検査したのち、受託者から適正な請求を受けてから支払うものとします。

V 応募資格及び提出書類に関する事項

1 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- ア 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- ウ 川崎市の「令和5年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として掲載されている（または契約時に掲載見込みである）こと。
- エ 本事業について確実に履行することができること。
- オ 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- カ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

2 応募書類に関する事項

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部（原本1部＋写し6部）作成して、提案書類提出時に提出すること。

（1）応募法人の紹介に関する書類

- ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料
※類似事業の受託・履行の実績がある場合は、事業の概要を示すこと。
- イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3か月以内のもの）
- エ 令和3年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
令和4年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録
- オ 「コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）」
過去2年間に次のような事由があつた場合に記載すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。
 - a 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する、川崎市からの指名停止に該当する事由があつた場合（実際に指名停止となっていなくても、指名停止の要件に該当する事由があつた場合は記載すること）。
 - b 法人・団体に、労働基準法、不正競争防止法その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた場合。
 - c 法人・団体の役員又はその使用人に、業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他、業

務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があった場合。

※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、提案書類提出後であっても、上記 a～c の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告すること。事由によっては、再審査等を行う場合あり。

カ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書（様式4）」

(2) 企画提案書

ア 用紙はA4版横書きとすること。

イ 内容は仕様書及び選定基準の内容に基づき作成を行うこと。

ウ 提案書は表紙を除き、30ページ以内で作成すること。

エ 提案書は専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。

(3) 見積書

様式は自由とする。

※なお、見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。

3 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

ア 募集要領に定める手続きを遵守しない場合。

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 応募書類提出時点で上記1の応募資格を満たしていても、その後、応募資格を満たさなくなった場合。

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、予め市が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 提出内容の変更・追加等の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加・削除はできません。ただし、疑義等があり、市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、市が、提案された内容について補足書類の提出を求めた場合も同様とします。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(様式1)

令和5年 月 日

参 加 意 向 申 出 書

(宛先)

川崎市長

業者コード ()

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで公表された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

1 件 名

令和5年度介護ロボット等導入支援事業委託

2 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課ほか

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2)

令和5年 月 日

質 問 書

(宛先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

質 問 事 項					
項番	資料名称	ページ	項目	記述内容	質問内容
1					
2					
3					
4					
5					

【連絡担当者】

所属：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

(様式3)

コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

令和5年 月 日

(あて先) 川崎市長

(申請者)

業者登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

コンプライアンス（法令遵守）について、次のとおり申告いたします。

(該当する番号を○で囲むこと。)

- 1 該当事由なし
- 2 該当事由あり (※ 過去2年間に下記①～④に該当する事由があった場合)

- ① 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する、川崎市からの指名停止に該当する事由があった（実際に指名停止となっていなくても、指名停止の要件に該当する事由があった）。
- ② 法人・団体に、労働基準法、不正競争防止法その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた。
- ③ 法人・団体の役員又はその使用人に、業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他、業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があった。
- ④ 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められた。
- ※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～④の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

連絡担当者

- (1) 所 属
- (2) 職 氏 名
- (3) 電話番号
- (4) 電子メール

(様式4)

誓 約 書

私は、次の事項について誓約いたします。

なお、川崎市が必要な場合には、次に記載する(1)から(3)に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者
- (3) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

商号又は名称 _____

(印鑑登録印)

(ふりがな)

代表者職氏名 _____

(様式5)

辞 退 届

令和5年 月 日

(あて先)
川崎市長

(申請者)

業者登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「令和5年度介護ロボット等導入支援事業委託」の受託法人募集について、令和 年 月 日に応募に係る書類を提出いたしましたが、都合により辞退いたします。

連絡担当者

- (1) 所 属
- (2) 職 氏 名
- (3) 電話番号
- (4) E-MAIL